



ら・し・さ 通信

2018 (平成 30) 年 春号 (第 29 号)



桜

撮影：三谷巖

おもな内容

● イベントのご案内

「ら・し・さ®」の終活講座「ら・し・さサロン」「ら・し・さセミナーinさいたま」など

● 終活お役立ち情報

「みなし墓地と個人墓地」「医療保険・がん保険・生命保険の保険料」「老後の準備の必要性と日常生活自立支援事業の活用」「成年後見制度を利用するにあたって-2 ～任意後見契約および付随契約を考える～」

「亡くなったあとの SNS の処理について」「遺言の利用 3 ～二次遺言～」

発行：NPO 法人ら・し・さ (終活アドバイザー協会)

理事長：若色 信悟

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 KNビル 4F

TEL: 03-5201-3793 (平日 10:00~17:00)

FAX: 03-5201-3712

E-Mail: kanri @ra-shi-sa.jp

ホームページ:



終活アドバイザー協会専用の

電話番号・メール・HP

TEL: 03-5201-3370

(平日 10:00~17:00)

E-Mail: info@shukatsu-ad.com

http://www.shukatsu-ad.com

「NPO 法人ら・し・さ」は、人生の後半期に訪れる、介護、住まい、葬式、お墓、相続などの様々な心配ごと、特にお金に関する情報を集め、整理して提供しています。皆さまの必要に応じてお手伝いするファイナンシャル・プランナー (FP) を中心とした団体です。2016 年からは終活アドバイザー協会を運営しています。

イベントのご案内

詳しくは HP でご確認ください

“ら・し・さ®”の終活講座 第24回

遺品整理と生前整理 第1部:「いま遺品整理の現場で起きていること」
第2部:「生前整理は心のかたづけ」

日 時: 2018年4月24日(火) 13:30~16:40

会 場: TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム 1

東京都中央区日本橋 3-5-1 三義ビル 2F

●JR 東京駅八重洲中央口 徒歩 5分 ●東京メトロ日本橋駅 B1 出口 徒歩 3分

参加費: 5,000円 会員 3,000円 (会員はら・し・さノートをご持参ください) 定員: 30名

講師: 第1部: 上野(うわの)貴子氏 (遺品/生前整理 株式会社ワンズライフ 代表取締役)

第2部: 藤岡 聖子氏 (整理収納アドバイザー1級認定講師/終活アドバイザー)

会場案内図



ら・し・さサロン「谷中霊園見学会とランチ交流会」

日 時: 2018年5月29日(火) 10:30~13:30

集合場所: JR 日暮里駅 南口改札 (10時20分集合)

参加費: 2,500円 (昼食代含む) ※締切日以降はキャンセル料が発生します

定 員: 20名(申込締切 5/25)

ら・し・さセミナー in さいたま

★ゆうちょ財団『金融相談等活動助成事業』★

「障がいのある子が困らないために算数を学ぼう

～今日から使える! お金と料理で算数を学ぶ方法～

日 時: 2018年6月24日(日) 13:40~16:40 (開場 13:10)

会 場: 浦和コミュニティーセンター 第13集会室 (浦和パルコ10階) JR 浦和駅東口徒歩1分

参加費: 無料 (ただし、1組につき教材費 500円)

定 員: 70名

講 師: 住山 志津枝 (お金で学ぶさんすう®理事長 終活アドバイザー)

生活力を身に付けながら、今日から使える「さんすう」を学びます。小さなお子さん連れでも参加できます。お申込み時には、同行者の人数とお子さんの年齢もお知らせ下さい。

今後のイベント予定

終活講座(東京開催)

◇2018/4/24(火) 13:30～16:40

第 24 回終活講座「遺品整理と生前整理～家族のために、自分のために～」

会場:TKP 東京駅前会議室 カンファレンスルーム 1

◇2018/6/16(土) 13:40～16:40

第 25 回終活講座「認知症と抗加齢(アンチエイジング) (仮題)」

会場:TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター

◇2018/8 月 第 26 回終活講座

◇2018/10 月 第 27 回終活講座

◇2018/12 月 第 28 回終活講座

ら・し・さサロン(東京開催)

◇2018/5/29(火)「谷中霊園見学会とランチ交流会」

◇2018/11 月 「ら・し・さサロン(詳細未定)」

終活アドバイザー協会講演会 in 大阪(大阪開催)

◇2018 年 4 月 21 日(土) 講演会 13:30～16:45 交流会 17:00～

会場:エルおおさか 本館 5 階 研修室 2 ★交流会:本館 10 階 宴会場

第 1 部「住まいの終活 ～空き家の管理・処分慌てない、困らないために～」

第 2 部「この自宅や地域に住むための、今日から出来るお金とお料理実践講座」

終活アドバイザー協会講演会

◇2018/9/13(木) 13:30～16:40 交流会 17:00～

『NPO 法人ら・し・さ発足 15 周年記念 終活アドバイザー協会講演会』

講師:伊藤宏一氏 他

会場:東京ウィメンズプラザホール ★交流会:アンカフェ(予定)

ら・し・さセミナーinさいたま

◇2018/6/24(日) 13:40～16:40

「障がいのある子が困らないために算数を学ぼう

～今日から使える! お金と料理で算数を学ぶ方法～」

会場:浦和コミュニティセンター第 13 集会室 (埼玉県、JR 浦和駅東口駅前パルコ 10 階)

※地域セミナーは、開催が決まり次第、お知らせします

※各イベントの詳細は、ホームページでご確認ください

終活お役立ち情報

終活をすすめていくと、日々の暮らし、身の回りの品から不動産などの大きな財産、医療・介護・年金などの社会保険制度や税金、相続、お葬式・お墓とさまざまな事がら関係します。

こういった終活に関わる知識や経験を、「お役立ち情報」としてお届けします。

終活お役立ち情報 ①

みなし墓地と個人墓地

墓地の種類は大きく3つに分けられます。

1. 寺院が檀家のために設けている「寺院墓地」
2. 地方自治体が管理運営する「公営墓地」
3. 公益法人や宗教法人が運営し、宗教宗派を問わず受け入れる「民営墓地」

しかし実際にはこの3つ以外にも「みなし墓地」や「個人墓地」と呼ばれる墓地があります。

では、「みなし墓地」とはどのような墓地でしょうか。

お墓は許可を得た墓地以外には建てることはできません。それは昭和23年に施行された『墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）』で決められているからです。しかし、この法律ができるより前から墓地は存在していたので、法律が施行されたとき、以前の規定により都道府県知事の許可を受けていた墓地は、この法律（墓埋法）により許可をうけたものとみなされます。そのような墓地を一般的に「みなし墓地」と呼んでいます。

ただし、この法律の施行より前から存在した墓地の中には、都道府県の許可を受けていなかったものもあります。また、この「みなし墓地」以外にも、自宅の庭や裏山、田んぼや畑の一角など、自分や家族名義の土地にお墓を建てている場合があります。これらは「個人墓地」と呼ばれます。

一般的には、個人墓地の場合、今あるお墓に遺骨を埋葬することや、今あるお墓を取り壊して、同じところに新しいお墓を建てることはできます。しかし、そのお墓の他に新しいお墓を建てることはできません。ただし、個人墓地に関しては、自治体により大きく対応が異なることがあります。

自治体では、「墓地台帳」で墓地を管理しています。墓地台帳には墓地の名称、所在地、面積、経営主体の別、経営者・管理者の住所氏名、許可年月日などが書かれています。みなし墓地や個人墓地の中には、この墓地台帳に登載されていない墓地もあります。

墓地の管理者がわからない場合や個人墓地のお墓を建替えたいときなどは、お墓の所在地の自治体の窓口にご相談しましょう。



医療保険・がん保険・生命保険の保険料



●医療保険・がん保険の保険料が値上げに？

医療保険やがん保険の保険料値上げが検討されています。

その理由は、日本人の寿命が延び続けているからです。

長生きすると、生活費のほかに医療などにかかるお金を多く

見積もる必要があります、新聞や雑誌などで「長生きのリスク」

として取り上げられるようになりました。この「長生きのリスク」に備えるには保険の活用が合理的というわけで、医療保険やがん保険への加入ニーズが伸びているのです。

ところが、このことを、保険会社の立場になって考えてみるとどうでしょうか。たとえば、「人生 80 年」という前提で計算した入院率や入院日数を元につくった医療保険をそのまま「人生 100 年」世代に販売し続けると、20 年分の給付金の支払いが増えることになるので保険会社の採算が合わなくなってしまいます。そのため、値上げをせざるを得ない状況にあるわけです。このように、より長生きすることによって値上げになる可能性のある保険には、医療保険やがん保険があります。

さらに来年（2019 年）10 月には、消費税率が 10%に引き上げられる予定です。保険料には消費税がかかりませんが、保険証券や各種経費には消費税がかかるため、やはり消費税引き上げとともに保険料を値上げせざるを得ないというのが保険会社の立場です。保険料が値上げになるタイミングは、具体的には 2018 年 4 月以降と予想されています。

しかしながら、医療保険やがん保険の保険料は、それぞれの会社の戦略によって決められることが多いため、同じような保障内容の保険でも、年齢や男女差による保険料設定は、保険会社ごとに大きく異なっているのが現状です。さらに、保険料を引き上げたことで新規加入者が減ってしまったら、元も子もありません。ですから、大きなトレンドとしては保険料値上げであっても、会社ごとに、また加入者の年齢や男女の違いによって、保険料が値上がりするケースもあれば、逆に値下がりするケースもあるのです。

新規加入するときや、加入している保険の見直しをするときには、複数の会社の商品やプランを比べて加入するということが大切です。

●定期保険や収入保障保険は 4 月以降のほうが割安に

さて、長生きをするということは、ある年齢で死亡する確率が下がることを意味しますので、死亡したときに保険金が支払われる保険（生命保険・死亡保険）は、今後、割安になる可能性があります。特に顕著なのが、一定期間の死亡保障をカバーする定期保険や収入保障保険です。同じ死亡保障を確保するなら、保険料が改定される 2018 年 4 月以降の方が、割安な保険料で加入できる可能性があります。新規加入する人だけでなく、これまで契約していた死亡保障の保険についても、4 月以降の見直しで割安なプランを見つけられるかもしれません。この場合にも、必ず複数の会社の商品やプランを比較検討しましょう。

終活お役立ち情報 ③

老後の準備の必要性和日常生活自立支援事業の活用



巷では、老後の準備についての書籍やセミナーが人気であり、老後に多くの不安があるということをお話しています。確かにわが国では、今後の超高齢社会での安心の生活を国と自治体、地域社会が一体となって支援していかなければなりません、社会的資源には限界があります。ですから、高齢になって自立できないことに備えてみずから老後の生活設計などの準備をしておく必要があるのです。

老後の準備で最初に行うべきことは、自分の置かれている環境や今後の状況を把握することです。老後の糧となる財産の状況、病気や介護が必要になった時や判断能力が低下したときの支援体制、亡くなった後の財産承継や葬儀・埋葬の方針などの分析です。そして、現在の状況と将来分析結果に基づいて、将来に向けて、必要な支援体制を整えていきます。これらの手続きは、あわてて行う必要はありません。これまでの自分の生き方や老後の暮らし方を念頭に、様々な角度から考えてください。

たとえば、高齢者の単身世帯や、高齢者夫婦のみの世帯に対する支援の仕組みとして、都道府県や市区町村の社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」というものがあります。この制度は自己決定や意思の表明が不十分となった方に、福祉サービスの利用や金銭管理サービスを通じて住み慣れた地域で安心して生活できるように援助を行うものです。

この制度の対象となるのは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者など、判断能力が不十分なため、自己の判断で福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等を行うことが困難な人たちです。利用するには、社会福祉協議会と契約が必要です。社会福祉協議会は、契約に基づいて預金通帳などを預かり、定期的にその人の通帳から必要な生活費などを引き出して届ける、などのサービスを行います。

社会福祉協議会の生活支援員が定期的に高齢者の自宅を訪問することによって、高齢者に対する「見守り」を行うこともサービスの一つです。さらに重要なサービスとして、高齢者の身体状況や判断能力などについてのチェックを行います。その結果、高齢者の身体状況が低下した場合に介護サービスの利用につなげたり、判断能力が低下した場合に成年後見制度につなげたりすることができます。

日常生活自立支援事業では、このような「定期訪問・金銭管理サービス」「財産関係書類等の預かりサービス」を行っています。地元の市区町村にある社会福祉協議会にご相談ください。

終活お役立ち情報 ④

成年後見制度を利用するにあたって-2 ～任意後見契約および付随契約を考える～

任意後見契約を考えるにあたっては、本人が元気な時の見守りから任意後見、そして亡くなった後の死亡事務や相続手続きまでも見据えておくことが必要です。イラストにあるように、時系列に沿って必要になる5つの項目を検討することをお勧めしています。(7ページへ続く)

(6 ページから続く)

《任意後見契約およびその前後の契約など》

① 見守り契約

まだまだ元気だけどちょっとした相談をしたい、家族以外の第三者の意見を聞きたい、振り込め詐欺などにあわないためのアドバイザーがほしいといった場合に便利です。

② 遺言書の作成

遺言書は、トラブルを避けるため公正証書での作成をお勧めします。遺言執行者（相続手続きを行う人）を指定することで、スムーズに自分の想いを実現することができます。

③ 財産管理等の委任契約

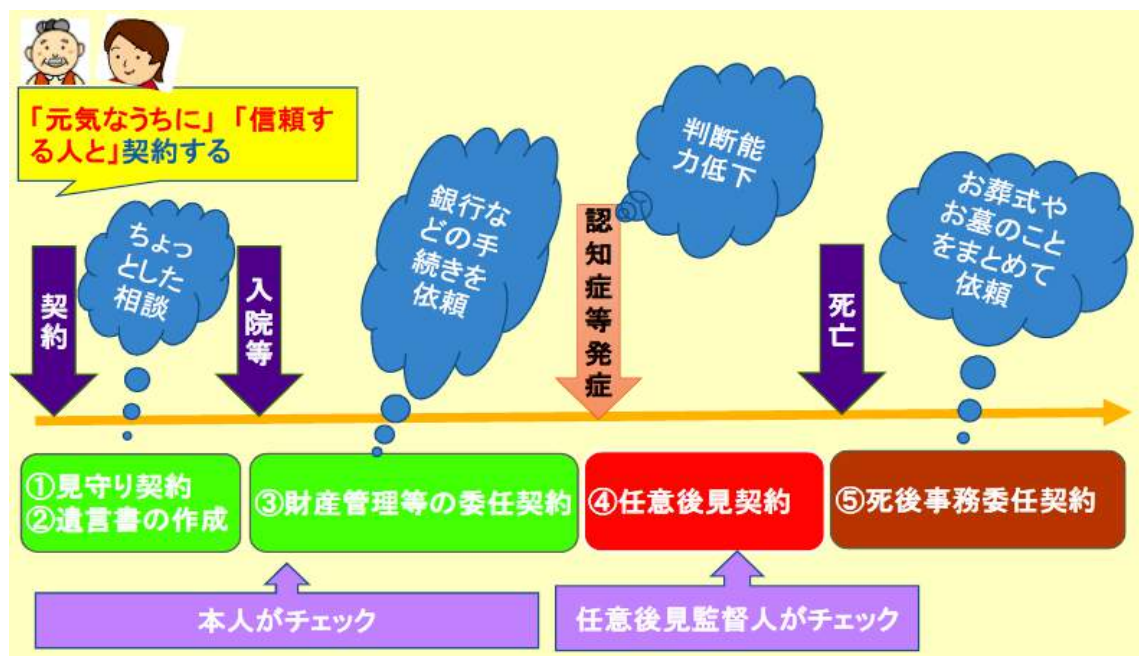
頭はしっかりしているが、体力がなくなり銀行などに行けないという場合に備えて、結んでおく契約です。

④ 任意後見契約

認知症などが発症し、判断能力が弱まってきたときに、どのようなことをどんなふうにするかの金額で誰に行ってもらうかを、公正証書により定めておくものです。任意後見契約を実行するためには、裁判所に対して「任意後見監督人の選任申立」を行う必要があります。任意後見人の業務をチェックする任意後見監督人は、裁判所が専門職後見人（弁護士など）の中から任命することとなります。

⑤ 死後事務委任契約

死亡後のお葬式の方法、参列者の希望と連絡、お墓や法要のこと、残された持ち物の処分などを取り決めておくものです。



①～⑤以外にも「尊厳死宣言書」を作っておき、延命治療は断る旨を明確にしておくことや、臓器移植・献体の希望がある場合には自分の意思を文書で明確にしておくことなどをお勧めしています。

亡くなったあとの SNS の処理について



インターネット環境が発達した現在、多くの人が Facebook（フェイスブック）や LINE（ライン）といった SNS を利用しています。SNS とは、social networking service の略称で、ネット上で社会的ネットワークを構築するサービスです。代表的なものに Facebook、LINE、Twitter（ツイッター）、mixi（ミクシー）、Ameba（アメーバ）、Instagram（インスタグラム）…などがあります。

筆者自身、Facebook や LINE を使っています。手軽に情報を発信できて、友人・知人の情報も知ることができるのが大きなメリットです。また、「いいね！（※）」を押すことで、双方がまるで同じ場所にいるかのようなコミュニケーションができます。SNS を利用することで、時間を取って一人一人に会うことができなくても、世界中のどこにいても、一瞬で沢山の人達と繋がれるようになっています。本当に便利な時代になりました。

数十年前には、リアルタイムに世界中の多くの友人と瞬時に会話をするなんて、魔法かテレパシーを使わないと無理と思われたでしょう。インターネットを通じたコミュニケーションは、想像をはるかに超えて、どんどん進歩しています。

メリットも多い反面、利用が広がるにつれて様々な問題が出てきています。その一つが、死後の SNS のアカウントの管理についてです。パソコンやスマートフォンなどデジタル機器の死後の処分が「デジタル遺品」として問題になっていますが、SNS も広い意味ではデジタル遺品といえるでしょう。

つい最近、Facebook でとても悲しいことがありました。すでに亡くなっている友人の過去の投稿に、新たに「いいね！」がつき、その友人の誕生日に「お誕生日おめでとう！」とコメントが入っていたのです。その友人が亡くなったことを知らずに「いいね！」やコメントをしたのかもしれない。また、友達の友達としてつながっただけで、互いにほとんど素性も知らない Facebook 上だけの友達という事もあります。仮にそうであったとしても、亡くなったばかりの人に「おめでとう！」のコメントが入るなんて、とてもいたたまれない気持ちになりました。

SNS のアカウントを削除しないと、その人が亡くなったあとも SNS の世界では生き続けるのです。故人を偲ぶために利用されるのは、いいのかもしれませんが、しかし怖いのはアカウントの乗っ取りです。偽ブランド商品を買わせる投稿や、SNS でつながっている人の個人情報を引き出すために悪用されている事例があります。

また Facebook のメッセージ機能や LINE など、仕事で使っている場合には、企業の秘密情報や個人情報などが漏れないようにすることも重要です。

SNS のサービス提供者は多くの会員を抱えているので、誰かが知らせない限り、アカウント利用者が亡くなったことを知ることはできません。家族などからの申請がなければ、自動的にアカウントが削除されたり処理されたりする事はないのです。

（9 ページへ続く）

(8 ページから続く)

現在、Facebook では、生前に「アカウント削除」または「追悼アカウント」を設定することができるようになりました。例えば、追悼アカウントは、家族や友人などを「追悼アカウント管理人」として指定する事で、管理人が、投稿のトップへの固定、新しい友達リクエストへの回答、プロフィール写真の変更ができるようになります。生前に「アカウント削除」または「追悼アカウント」のどちらを希望するのか、誰を管理人にして、亡くなった事をアカウント管理人にどう知らせるのか決めておかななくてはなりません。

他の多くの SNS では亡くなった時のアカウント処理の対応がまだありません。その場合、生前に誰かに ID とパスワードを教えて、万一のときにはアカウント削除をしてもらうなど、何らかの対応を考えておくことが必要でしょう。

亡くなった時の SNS 処理の希望を伝える手段として、「使用している SNS 名」「アカウント処理の希望（削除か追悼アカウントとして残すか）」「削除等の処理を託す人の氏名等」「どのタイミングで処理するか（死後すぐか、しばらく経ってからか）」などをエンディングノートに記載しておく方法があります。身近な場所においておくエンディングノートには ID やパスワードなどは書かない方がいいので、そういった具体的な情報は信頼できる人（家族・友人等）に託すか、貸金庫などに入れておきます。

もし、こういった手続きや処理を家族や友人等に頼めない場合には、専門家や事業者のサービスを利用するのもひとつの方法です。

※ : Facebook の投稿に対して、同意したり反応したりするときに押すボタン



ら・し・さサロン報告



講師の宮崎敦志氏

3月のら・し・さサロンは「納棺師という仕事」をテーマとし、みやざきLABO代表で納棺師・遺体コンシェルジュの宮崎敦志氏を講師に迎え、また同業の和田淳湖氏に助手としてお手伝いをいただきました。

講座は2部構成で、前半は講義形式です。宮崎氏が納棺師として独立するまでの経緯から始まり、納棺師の葬儀における位置付け、エンバーミングやエンゼルケアとの違い、遺体の変化に伴う適切な手当の方法などを詳しく解説していただきました。



厳粛な雰囲気での納棺式体験

後半は「体験、納棺式」と銘打ち、会場の中心で本番さながらの納棺式を体験しました。ら・し・さの理事が見事なご遺体役を演じ、和田氏が白装束を着せた後に、参加者が順番に足袋、脚絆、天冠など故人の旅立ちの準備を整えるという形式でしたが、遺族役の迫真の演技もあり、笑いと厳かさを醸し出した興味深い納棺式となりました。

講義後の質疑応答も、参加者からさまざまな質問が続出し若干の時間オーバーをもって無事終了となりました。

遺言の利用3 ～二次遺言～

いままで築いてきた財産のために、自分の相続後に家族の間で争いになるのは、誰もが避けたいと思うことです。いわゆる“争族対策”の一つに「遺言」があります。

「遺言」は、自分の思いを残すことができる最善の方法です。妻の将来の生活のため、子供たちが円満な関係を続けられることを願い兄弟姉妹で争わないで済むように、世話になった縁戚の者への感謝の気持ちとして、先妻の子供と後妻との関係がうまくいっていないため、など遺言を残す理由は人それぞれです。

しかし、自分が遺言で財産を相続させようと指定していた相続人や財産を遺贈しようと指定していた受遺者が、自分より先に亡くなる場合があります。その場合“相続させる”または“遺贈する”はずだった財産はどうなるのでしょうか。

遺言がない場合、遺産分割は法定相続人全員で協議をします。もし被相続人の相続が起こる前に相続人が亡くなっていた場合は、“代襲相続”となり、相続人の卑属（子や孫など）が代襲相続人となって遺産分割協議に参加することになります。

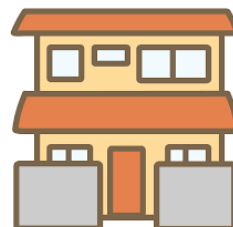
遺贈に関しては、民法 922 条「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と規定がありますが、相続についての規定がないために、いくつかの判例が示されていましたが、平成 23 年の最高裁判所の判例では、代襲相続の効力はないと示されました。

たとえば、遺言者が財産の一部を長男に相続させるという内容の遺言を作成したとします。しかし、長男が遺言者である父親より先に亡くなった場合、長男が相続することになっていた財産は、代襲相続として長男の子供が相続するのではなく、その財産の分割は父親の法定相続人（長男の子供も含まれる）による遺産分割協議を行うことになります。

それでは、長男が相続することになっていた財産を長男の子供（相続人）に相続させるには、遺言にどのような記載をしておけばいいのでしょうか。

こういうときには、二次遺言（または予備的遺言、補充遺言ともいいます）を利用します。遺言者の死亡以前に相続人または受遺者が死亡していた場合に、その代わりに誰に財産を“相続させる”または“遺贈する”か、を記載しておくのです。このようにしておけば上記の例でも長男の子供が相続することができたのです。

人の生死は予想できないものです。遺言作成後に何が起きるかわかりません。万一のことも考えて遺言を作成しておくことが大切です。



終活講座の動画配信サービスが始まりました！



「ら・し・さ®」の終活講座」を動画で受講できるようになりました。

動画配信サービスは、「生活経済研究所®長野 家計見直しセミナー」(URL: <https://fpi-j.tv/>)のサービスのひとつ(3ch ら・し・さチャンネル)として提供されています。終活アドバイザー協会会員は割引価格で受講できます。非会員や退会された方、会費未納の方は、会員価格での利用はできませんので、ご注意ください。

3ch ら・し・さチャンネルサイト https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa

1. まずは「利用者登録」を行います

「https://fpi-j.tv/category/3ch_rashisa」にアクセスして、右上の「利用者登録」ボタンをクリックします。案内に従って、登録手続きを行ってください。



2. 登録が終わったら受講できます

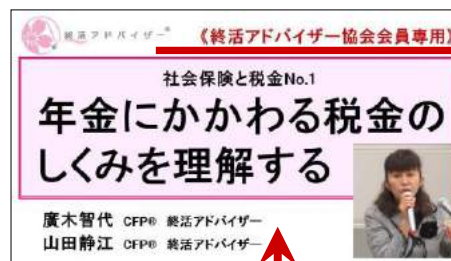
受講するには、各セミナーのバナー(下記の図ご参照)をクリックしてお申し込みください。

- ◇ 受講可能期間は購入(申込み)から 14 日間
- ◇ セミナー映像は、指定された受講可能期間であれば、繰り返し、視聴可能
- ◇ セミナー料金は動画ごとに設定。代金はクレジットカードによる決済となります。

終活アドバイザー協会会員の方は、3ch ら・し・さチャンネル内の「終活アドバイザー協会会員専用」バナーをクリックしてお申し込みください。 **申込みの取り消しや変更はできません。**



一般の方はこちらをクリック！



会員はこちらをクリック！

利用者登録や、WEB セミナーのご利用に関してご不明な点は、下記にお問い合わせください

家計の見直しセミナー | 生活経済研究所®長野の WEB セミナー

URL : <https://fpi-j.tv> お問い合わせ(メール) : delivery@fpi-j.com

「ら・し・さノート®」・「活用ガイド」

「親亡きあとの支援ハンドブック～知的障がいの子を持つ親のために～」

NPO 法人ら・し・さ では、「ら・し・さノート®」及び「活用ガイド」、「親亡きあとの支援ハンドブック」を 発行しています。ご希望の方は下記の方法にてご購入ください。

ら・し・さノート®

これまでの人生を振り返り、これからやりたいことを考えながら、財産を把握し、人生の後半期のことを書きとめておくためのノートです。医療や介護が必要になったときの希望や、葬式やお墓のことを記入するページもあります。自分史ノートやエンディングノートとしての役割を持たせることもできます。(全 46 頁)



500 円＋
消費税

活用ガイド

ノートを書くときの手引きとなるものが欲しい、という声にお応えして作成した「活用ガイド」は、実例とアドバイス、お役立ち情報満載のガイドブックです。(全 48 頁)



700 円＋消費税

親亡きあとの支援ハンドブック

知的障がいのあるお子さんを持つ親御さんが、お子さんやそのきょうだいのために何をしておくべきか、考えて行動するときの道しるべとなる一冊です。(全 48 頁)



800 円＋消費税

「ノート」&「ガイド」セット 1,200 円＋消費税
ノートとガイドが収納できるクリアファイルが付きます

【ご注文方法】

ら・し・さ のHPから、ご注文いただけます。HPからの注文では支払方法の選択ができます。

◇クレジットカード払い（手数料無料） ◇コンビニ払い・銀行振込など（手数料負担あり）
FAX、メール、ハガキによるご注文では、以下を明記してください。この場合、代金と送料は同封の郵便振替用紙でお支払いください（払込手数料の負担あり）。送料は一律 300 円です。

1. お名前
2. ご住所（送付先）
3. 電話番号
4. 必要冊数（ノート●冊、活用ガイド●冊、ノート&ガイド●セットなど）
5. どこでノートのことを知りましたか
6. 年代（「60代」など） ※6は差支えなければお書きください

※終活アドバイザー協会会員の方が、会員特別価格（ノート 10 冊以上）で購入される場合には、専用紙でご注文いただくか、会員番号をお伝えください。この場合の送料は 500 円です。

編集後記

3月のら・し・さサロンでは、納棺式の体験をしました。多くの方は未経験だったようで、大変参考になったというご意見を多数いただきました。仏式の葬式は経験しているが、今回のような納棺式は初めてという方もいて、葬式は地域により、また時代により異なるということを実感しました。

私自身は葬儀業者と葬式の内容を交渉する立場として、過去に4回、身内の葬式を経験しています。すべて東京だったので、式の進め方や作法にさほど大きな違いはありませんでしたが、困ったのは遠い親戚からの苦言や苦情でした。

「火葬場でお弁当が出なかつた」「式次第の順番がおかしいのではないか」など、当地での慣習や皆で決めたことに対して、いろいろと文句を言われた苦い思い出は、ら・し・さの活動を始めた原動力のひとつかもしれません。

葬式は近しい遺族が決めて行う故人との別れの場です。いろいろな形式があつていいという風潮が強まることを期待しています。(山田)